

本部町観光危機管理計画基礎啓発業務 公募型プロポーザル実施要項

(目的)

第1条 本部町観光危機管理計画基礎啓発業務(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、本業務に最も適した事業者を選定するためのプロポーザル実施に必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 募集する業務内容は別途「業務仕様書」とおりとする。

(業務期間)

第3条 契約締結の日から令和5年3月24日

(提案総額)

第4条 2,842,400円(本業務予算:消費税及び地方消費税を含む)ただし、この金額は予定価格ではなく、費用上限額を示すものである。

(参加資格)

第5条 プロポーザルに参加する事業者は、次の要件が全て備わっている者とする。

- (1) 令和3・4年度本部町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄県内に本社または支店、営業所を有する法人であること。
- (4) 個人情報に関するISMS(情報セキュリティマネジメントシステム:JISQ27001)またはプライバシーマーク(JISQ15001)を有していること。
- (5) 過去5年間に、観光危機管理計画策定業務および観光危機対応訓練業務をそれぞれ2件以上受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 本業務の配置予定技術者(管理技術者)には、技術士法に基づく技術士資格、またはRCCMを保有する社員を配置すること。

(提出書類及びスケジュール)

第6条 企画募集に関する業務日程は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案に係る応募申請
 - ①参加意向申出書提出期限は令和4年6月13日(月)17時までとする。
 - ②提出方法は所定の企画提案書応募申請書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、持参又は配送により提出すること、なお、配送の場合には受取にサインを有するものとする。
- (2) 応募に係る質問受け付け及び回答
 - ①質問受け付けは令和4年6月13日(月)12時00分までとする。

- ②提出方法は所定の質問書(様式第2号)に質問事項を記載の上、メール添付にて質問すること。提出期限後の質問や電話による質問などについては受付けないものとする。

E-mail:shokan@town.motobu.okinawa.jp

- ③質問書の提出者に対して令和4年6月16日(木)までにメールにて回答を行うものとする。質問の回答が参加者へ影響を及ぼすものであると判断した場合には、参加者全員へ回答を行うものとする。

(3) 企画提案書の提出

- ①企画提案書の提出期日は令和4年6月21日(火)16時00分までに必着とする。
②提出方法は持参又は配送にて提出すること、ただし、配送の場合は受取にサインを有するものとする。
③提出書類は下記のとおりとする。

ア 企画提案書

以下の様式にて企画提案書を作成すること。企画提案書表紙(様式第3号)には、社印及び代表者印を捺印すること。

イ 過去の防災関連業務実績

記載する業務はすべて同種業務の実績とすること。

観光危機管理計画策定業務に係る同種業務の実績(様式第3号-1)

観光危機対応訓練に係る同種業務の実績(様式第3号-2)

その他関連業務の実績(様式第3号-3)

ウ 認証取得状況

認証取得状況(様式第4号)

エ 提案内容

様式第6号-1から様式第6号-3については、それぞれA4版1頁にまとめること。

業務実施体制(様式第5号-1)

配置予定管理技術者の経歴(様式第5号-2)

業務実施方針・業務フロー(様式第6号-1)

勉強会、対応訓練について(様式第6号-2)

その他自主提案等について(様式第6号-3)

オ 工程表

業務の実施について工程表として作成すること。様式は特に指定しないが、業務実施内容が把握できるような記述とすること。

カ 見積書(本業務委託費用)

本業務の委託費用について、見積書を作成すること。様式は特に指定しないが、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。

キ 会社概要

任意の様式とするが、会社案内のパンフレット等でもよい。

ク 品質管理体制及び個人情報管理等の資格等証明

資格等の取得証明書の写しとする。

※企画提案書等に記載する内容については、10.5ポイント以上の文字を使用し、専門用語を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。

(審査方法及び日程)

第7条 応募のあった企画提案については、企画提案評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を開催し、最も優れた提案を行った者を候補者として選定する。

(1) 企画提案応募申請書の提出が5者以上の場合は、1次審査(書類審査)を行い、2次審査(プレゼンテーション審査)への参加者を選定するものとする。なお、1次審査が実施されない場合は2次審査において併せて審査する。

(2) 企画提案募集者が1者の場合は、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該応募者を候補者とする。

(3) 審査日程は次のとおりとする。

1次審査実施予定日:令和4年6月22日(水)

1次審査結果通知予定日:令和4年6月22日(水)

2次審査実施予定日:令和4年6月27日(月)

2次審査会場:本部町役場 2-2 会議室

2次審査結果通知予定日:令和4年6月28日(火)

(4) プレゼンテーションの方法

①発表はプロジェクターとスクリーンを用いて行う。

②プレゼンテーションに必要な機材、プロジェクターとスクリーンは発注者側で準備する。

③発表時間は20分とし、質疑時間を5分とする。会場への入場者は3名以内とする。

④プレゼンテーションにおいて、追加の配布資料は認めない。

⑤発表の順番は1次審査結果通知と併せて書面及び電子メールにて通知する。

(5) 結果の通知

審査の結果は全ての参加事業者に書面で通知する。なお、審査結果についてはいかなる問合せにも応じない。

(審査基準)

第8条 企画提案の選定にあたり、評価委員会に置いて次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

(1) 業務の実施方法

本業務の目的を理解した実施方針、業務フローとなっているか。

観光危機管理計画勉強会および対応訓練について、具体的な手法や実施に際しての課題等が記載されているか。

本業務の目的達成に向けて、実現可能で独自性のある追加提案が含まれているか。

(2) 業務スケジュール

業務を遂行するために適正な工程が設定されているか。

(3) 業務実績

同種業務の経験や知見が豊富で、本業務を効果的に遂行するに十分な実績を有して

いるか。

(4)業務体制

業務を適格に遂行できる体制を構築しているか。

(提案者の無効又は失格)

第9条 次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1)提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3)審査の公平性を害する行為があった場合
- (4)プレゼンテーションに欠席した場合
- (5)提出された見積価格が予定価格を超える場合
- (6)その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などがあった場合

(契約の締結)

第10条 選定された提案者と仕様書について、企画提案書及び見積書を踏まえた協議を行い委託契約を締結する。ただし、候補者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、本部町契約規則に基づき契約金額の10/100以上を納付し、業務完了検査が終了したのち、契約者の請求を受けて還付する。

(その他留意事項)

第12条 前項までの規定に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1)応募書類などの作成や提出、プレゼンテーション等の出席、その他応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2)提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3)提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (4)提出する企画提案書は、1事業者当たり1案に限るものとする。